

美 郷町に家屋を建築する方や空き家を購入する方を支援しています。家屋の建て替えや町内に転入される方も支援の対象となります。

◎奨励金が交付される方



①40歳未満の方

②高校生以下のお子さまを扶養している方



奨励金の金額

最近町外に連続10年以上
居住していた方

住宅・宅地の
評価額の5%を助成 **上限70万円**

ベース

左記以外の方ですでに町内に
居住している方等

住宅・宅地の
固定資産税
相当額の3倍を助成 **上限35万円**

さらにオプションで+α

町内の事業者からの新築家屋取得の場合

町内業者建築加算 一律 **10万円**

高校生以下のお子さまがいる場合

子ども加算 子ども1人につき **10万円**

交付要件

次の要件を満たす必要があります。

- ①税金や各種納付金等を完納していること
- ②美郷町に定住（5年以上）することを目的に家屋（※）を取得（新築・購入）し、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住していること

（※）対象家屋

対象家屋は、平成29年度までの間に、新たに美郷町から固定資産税が課税されることになったものに限ります。（所有者に新たに課税されることになった空き家も対象になります。）

- ①新築の場合：平成28年12月31日までに完成した家屋
- ②購入の場合：平成28年12月31日までに登記が完了した家屋

交付申請

新たに固定資産税が課税されることになった年度の7月末日までに、交付申請書を町商工観光交流課へ提出してください。

（申請は住民登録後でないとできません。）

その他

- ・5年以内に転出した場合等、奨励金を返還していただく場合があります。
- ・この奨励金の対象とならなくても、これまでの定住促進奨励金の対象となる場合があります。

問い合わせ◎

町商工観光交流課 交流・商工班

☎0187(84)4909

平成28年度からの交通施策の計画 『美郷町地域公共交通網形成計画』を策定しました

「地域の交流を担う地域公共交通網の構築」を基本的な方針として、町内外への移動手段となる公共交通機関の鉄道、乗合バス、乗合タクシー等の交通手段を活用し、交通体系の維持と交流の促進および地域の実情に即した

輸送サービスの向上を目指し、交通施策に取り組んでいきます。

なお、計画の内容については、町ホームページに掲載しています。

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

地域活動拠点整備事業

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

■防災機材等の整備を行う事業

事業に必要な経費の3分の1以内の額（上限100万円）。次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ③施設のバリアフリー化に要する経費
- ④防災機材の整備や一時避難所としての機能強化に要する経費

■集会施設等の新築（全部改築を含む）を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額（上限500万円）

申込方法

事業を行う2週間前までに、企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

活力ある地域づくり推進事業

行政区やボランティア団体等が 自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業
（伝統行事）

事業に必要な経費の2分の1以内の額
（上限5万円）

■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額
（上限30万円）

※ただし、補助金の交付が4回以上の事業は、必要経費の3分の1以内の額（上限10万円）

※飲食に関する経費など、補助の対象にならない経費もあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

申込方法

事業を行う2週間前までに、企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901